

京セラ株式会社 横浜事業所 (都筑区：11回目)

認定基準 該当要件		自社の具体的取組
1	分別排出の徹底	分別チェック体制の整備による、廃棄物分別ルール of 徹底
2	従業員への環境教育の実施	「プラスチック問題」に関する環境教育の実施
3	再資源化の推進	資源物のリサイクル
4	紙ごみの減量化の推進	紙使用量削減の取り組み
6	発生抑制の推進	社員食堂の食堂廃棄物の発生抑制
		事務用品のリユース促進
7	プラスチック対策の推進	携帯電話の包装材に使われるプラスチック部材を代替材料へ変更
11	社会貢献活動等	花壇の設置、N95マスクの寄贈

要件 1 : 分別排出の徹底

- **分別チェック体制の整備による、廃棄物分別ルール of 徹底**
分別表を各職場のごみ箱に掲示するとともに、定期的に分別状況を確認、指導することで、分別排出の徹底を図っています。

分別表を確認

職場のごみ箱で分別

廃棄物置場で計量

ミックス紙(リサイクルできる紙)			
排出先: 一般廃棄物置場			
社外秘ではない文書	メモ (サイズ関係なし)	コピー用紙の包み紙	
ふせん	厚紙	紙の梱装箱	
紙ファイル プラスチック製のものは分別し廃プラへ	穴あけハンチの紙くず	紙製の箱 ・中身が空で紙のみのもの	
封筒 プラスチック製のものは分別し廃プラへ	紙袋 プラスチックの手廻りは分別し廃プラへ	不明な物	環境安全課へ 問合せ 内線: 718-5408



- **分別状況の確認体制**

職場のごみ箱で
環境推進員が
分別チェック

廃棄物置場で
環境担当部門が
分別チェック

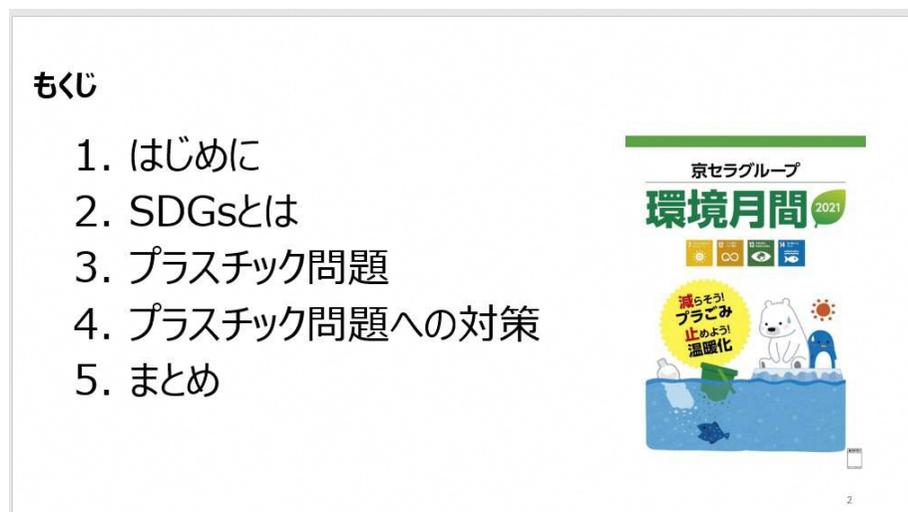
環境安全管理委員会で
ルールの再確認、再徹底

➤ 「プラスチック問題」に関する環境教育の実施

一人ひとりが環境保護の大切さを改めて認識し、環境保護活動をさらに推進することを目的に、環境省の定める「環境月間」にあわせて、毎年6月を「京セラグループ環境月間」として取り組みを展開しています。

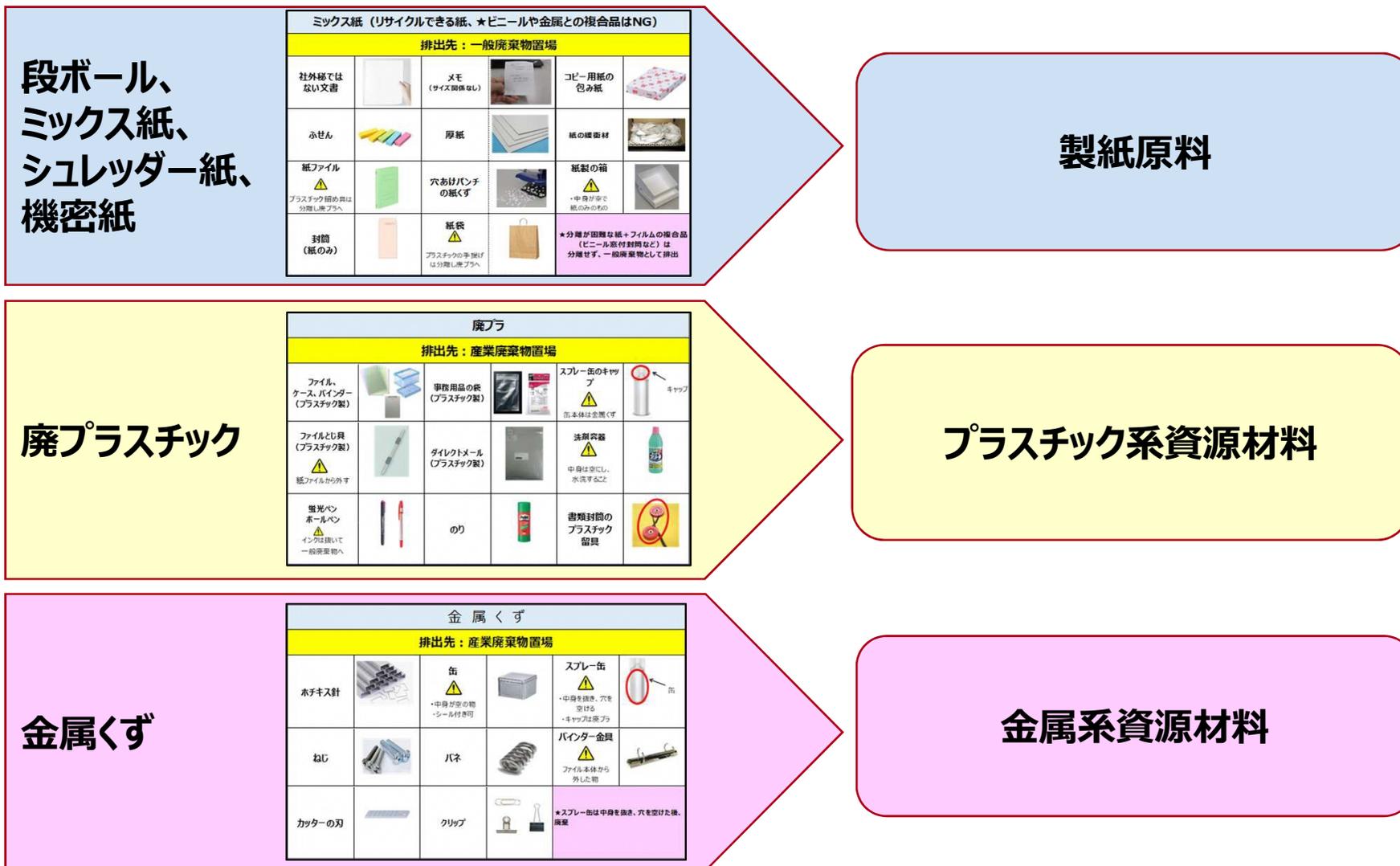
本月間の取り組みの一つとして、2021年度は国際的に問題となっているプラスチックをテーマとし、業務や家庭でのプラスチック削減のきっかけとなるよう、全社員を対象に教育を実施しました。

<教育テキスト>



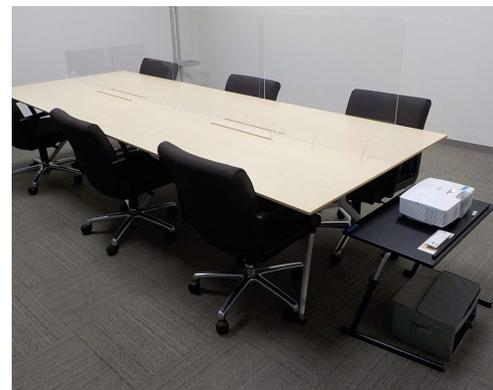
➤ 資源物のリサイクル

社内の分別表に基づく分別の徹底により、資源物のリサイクルを推進しています。



➤ 紙使用量削減の取り組み

- **ペーパーレス化により、紙使用量を削減**
- ・承認業務のシステム化
- ・文書回覧システムの活用
- ・会議のオンライン化
- ・プロジェクター、または液晶モニターを各会議室に設置



➤ 廃棄物の発生抑制

- 社員食堂の食品廃棄物の発生抑制
 - ・従業員の出勤人数を把握し、食数予測を立てて、調理する食数を管理
 - ・小盛りメニューの設定による、食べ残しを削減
 - ・リユース食器・箸の使用
- 事務用品のリユース促進



➤ 携帯電話の包装材に使われるプラスチック部材を代替材料へ変更

携帯電話の梱包材料を従来のプラスチック部材から
バイオマスプラスチック材料（バイオPE）に変更し、
CO2排出量を大きく削減（50,000台生産 421kg相当）
トレイとポリ袋に採用し、個装箱にバイオマークを表示

※CO2削減量

=（一般ごみ焼却のCO2排出量+プラスチック中のCがCO2に変わった量）×バイオマス材料の割合

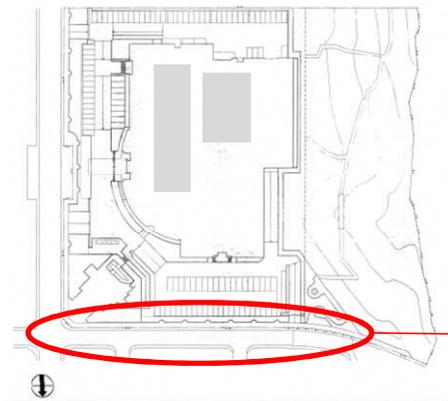


ポリ袋と個装箱にバイオマーク表示

要件 1 1 : 社会貢献活動等

事業所の歩道沿いに花壇を設置

年2回、花を植え替えています。



N95マスクの寄贈

2020年7月に都筑医師会へN95マスクを寄贈いたしました。

